（令和３年４月１日）

市民交流センターでの住民票などの交付について

お問い合わせ先：市民交流センター（電話 0263-53-3350）

■交付場所	市民交流センター２階　総合受付
■交付時間	○**平日**　午前９時～午後７時（ただし、毎週水曜日と年末年始の休館日を除く） ○**土・日曜日、祝日**　午前９時～午後５時
■交付できる証明書	○**戸籍証明書**（本籍が塩尻市で、本人または本人と同一戸籍の人からの申請のみ） 戸籍謄本、抄本（除籍、改製原戸籍は除く） ※戸籍の届出はできません ○**住民票**（本人または本人と同一世帯の人からの申請のみ） 住民票謄本、抄本（除票は除く） ※転入転出の手続きはできません ○**印鑑登録証明書**（印鑑登録証（カード）提示により本人または代理人に交付） ※印鑑登録はできません ○**市税（一部）に関する証明書**（本人または『同一世帯の親族』からの申請のみ） 市・県民税所得課税証明書 ※市役所に課税資料がなく、市内の方の扶養にも入っていない場合、所得課税証明書の発行ができません。前年の所得が何もない方でも市・県民税申告書の提出が必要ですので、平日に市役所税務課へお越しください。その場合、申告の当日に証明書の発行はできませんのであらかじめご了承ください。 納税証明書（個人のみ） 軽自動車税納税証明書（継続検査用。代理人でも交付可） ※納税が確認できない場合は、証明書を発行できません。納付後、領収書を持って市役所税務課、支所窓口での申請をお願いします。納付書がない場合は、市役所税務課収納係までご連絡ください。 ※『同一世帯の親族』は、申請日現在塩尻市内で同一世帯の親族に限ります。 ※いずれも最新年度分のみ発行可能です。
■手数料	○**戸籍証明書**　　１通　４５０円 ○**その他の証明書**　１通　３００円（ただし、納税証明は１税目３００円） ※軽自動車税納税証明書（継続検査用）は無料です。

■ご利用にあたってのお願い	○印鑑登録証明書の交付申請は、印鑑登録証（カード）をお持ちください。 ○印鑑登録証明書および軽自動車税納税証明書（継続検査用）以外の交付申請は、すべて本人確認を行いますので、次の①～④の提示をお願いします。 ①官公署が発行した顔写真付きの書類　運転免許証、個人番号カード（通知カードは不可）、パスポート、在留カードなど→いずれか１点で可 ≪①がない場合≫ ②官公署が発行した顔写真のない書類　　健康保険証、年金証書など ③学校や法人が発行した顔写真付きの書類　学生証、社員証など ④その他氏名が確認できる書類　　診察券、通帳、キャッシュカードなど →　・戸籍は、②から２点、または、②及び③から各１点（合計２点） 　　・住民票及び市税の証明は、②から１点＋③または④から１点（合計２点） ○市民交流センターでは、委任状による交付はできません。 ○市民交流センター２階の総合受付にて、専用の申請書をご記入ください